

平成 28年度法・条例を学ぶ講習会（水質編）

9月2日（金）第3回目の「法・条例を学ぶ講習会」が大津市内コラボしが3階の大会議室で開催されました。

今回の『水質編』では、琵琶湖の水質を守るために基本的な水質関連法や事業者がすべき内容でしたので、沢山の方に参加して頂きました。皆様方のご意見では、排水基準等が再認識できて、大変有意義な講習で、もう少し時間が欲しかったというなどの意見が多数寄せられました。また、質問では、排水基準について、特定施設10m³未満について規制があるのか(回答；規制なし)、また定期点検で床面にひび割れがあった場合、ひび割れの定義があるのか(回答；定義なし)など参加者の皆様方にとっては、実務的な質問が相次ぎ、また、回答も的確だったために有意義な講習会となりました。

【プログラム】

- ◆開催日時 : 平成28年9月2日（金） 14:30～16:30
- ◆開催場所 : コラボしが21 3階 大会議室
- ◆講師 : 滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課 重森主任技師
- ◆受講者 : 68名
- ◆内容 : I. 水質に関連する法・条例
II. 事業者がしなければならない事（主なもの）
III. 参考資料（届出・相談窓口）
- ◆主催 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会

▽重森主任技師の説明▽



▽質問風景①▽



▽講習会風景▽



▽質問風景②▽

